

総務省 規制の事前評価書

(電気通信業務用基地局の開設計画の認定を受ける者を入札又は競りにより決定する制度整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

電話：03-5253-5909

メールアドレス：auction_kento@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成24年3月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的及び内容

電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競り（以下「入札等」という。）によって決定する制度を創設する。

具体的には、電波法（昭和25年法律第131号）において主に以下の改正を行う。

- (a) 総務大臣は、電気通信業務の用に供される陸上に開設する移動しない無線局であって、同一の者により相当数開設されることが必要であり、かつ、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもののうち、無線局の免許の申請を行うことができる者を入札等により決定することが電波の最大限の活用に資すると認められるもの（以下「入札対象基地局」という。）について、入札対象基地局の開設及び入札等の実施に関する指針（以下「入札開設指針」という。）を定めることができることとする。
- (b) 入札対象基地局を開設しようとする者は、その入札開設計画が適当である旨の認定を受けるための入札等に参加するため、入札開設計画を作成し、これを総務大臣に提出することができることとする。入札開設計画の提出があった場合、総務大臣は、その申請のうち入札開設計画が入札開設指針に照らし適切なものであると認めるものの中から、入札等の実施により入札開設計画が適当であることを認定ⁱすることとする。
- (c) 入札開設計画の認定を受けるために入札等に参加する者は、入札開設指針で定める額の保証金を提供しなければならないこととし、入札開設計画の認定を受けた者は、落札金を国に納めなければならないこととする。
- (d) 落札金は一般財源とする。ただし、国際条約の改定等に伴い既存免許人等が他の周波数帯へ移行する際に生じる補償費用及び入札等の企画・実施費用

ⁱ 開設計画の認定制度は、開設計画の認定を受けた事業者のみに、免許申請を認める制度

について落札金の一部を充てるものとする。

- (e) 入札開設計画の認定に係る入札等の公正を害すべき行為をした者及び公正な価額を害し又は不正な利益を得る目的で談合した者に対する罰則を設ける。

(2) 現行の制度と規制改正の必要性

電波は国民共有の有限稀少な資源であり、国民全体のために活用されることが必要である。また、電波は、その物理的特性から利用状況によっては混信が発生することから、一定の秩序の下で利用することが求められる。このため免許制度が設けられ、電波の有効利用が図られているところである。

近年、スマートフォンの普及等によってリッチコンテンツがネットワーク上を流通するようになり、携帯電話市場におけるデータトラフィックはここ1年で約2.2倍に増加している。この例に見られるように電波の需要は従来に比べさらに高まっており、稀有性を増した電波の有効利用が強く求められるようになっている。

入札等の実施により入札開設計画を認定された者（以下「入札開設認定者」という。）は落札金も含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待される。また、電波の割り当てにおいて従来行われてきた比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく手続の透明性や迅速性の確保につながることも期待される。

一方、現行の電波法では、電気通信業務用の無線局（人工衛星や携帯電話基地局等）及び基幹放送局については、社会経済や国民生活に与える影響が大きく公益性が高いこと、また、割り当てる周波数が不足し競願状態が発生する可能性があることから、比較審査により免許を付与することとしているが、当該認定に関する手続において申請者が入札等により認定する規定が設けられていない。

このため、特定の周波数を用いる電気通信業務用基地局（携帯電話基地局）について、総務大臣が定める開設指針に適合する計画を申請した者の中から、入札等により、入札開設計画の認定を受ける者を決定する制度を創設するため、所要の改正を行う必要がある。

(3) 制度改正による将来の問題点

上述のような規制改正の必要性や、総務副大臣（情報通信担当）主催の「周波数オークションに関する懇談会」の報告書を踏まえ当該制度を創設するため、制度改正による将来の問題点は現時点においては考えられない。

2 分析対象期間

諸外国では同様の制度について、有効期間を事業者の投資回収期間等を踏まえて10

～20年としている。また、今日の電波法の一部を改正する法律の附則においては施行後10年を経過した時点で制度の見直しをすることとしているため、分析対象期間を施行後10年とする。

3 費用及び便益を推計する際の比較対象（ベースライン）

費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定することとする。仮に今回の制度整備を行わなかった場合、従来行われてきた比較審査において開設計画を認定することになる。

4 規制の費用

(1) 遵守費用

入札開設計画の認定の申請を行うか否かは、事業者の判断に委ねられており、申請を行う場合には電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）に基づく所用の費用が発生するが、現時点で入札開設計画の認定の申請を行う申請者数は想定ができなく、また申請を行う手数料は現時点では定まっていないため、具体的な遵守費用については定量化できないが、現行の認定制度においても開設計画の申請を行う際は手数料を支払っており、これに係る遵守費用は限定的である。

また、入札開設計画の認定を受けた者は、落札金を納付する必要があり費用が発生するが、落札金については入札等の実施時の周波数逼迫度合、経済情勢、制度設計などに依存するため定量化又は金銭価値化することが困難である。

(2) 行政費用

総務大臣に対して、入札開設計画の認定の申請があった場合には、入札等に参加するための審査及び入札等を実施するための行政費用が発生する。なお、入札等に参加するための審査については、同様の審査を現行の認定制度においても行っており、その枠組みを超えることはないため新たな行政費用については発生しない。また入札等を実施するための費用については入札等の制度設計に大きく依存するが、現時点では入札等の制度設計が決まっておらず定量化又は金銭価値化することが困難である。

(3) その他の社会的費用（広く社会経済全体や環境等に対する負の影響）

入札等において落札額が高騰した結果、事業者による利用者料金への転嫁、サービスの開始が遅れる可能性が指摘されている。ただし、「周波数オークションに関する懇談会」の有識者ヒアリングにおいて、落札額の高騰については、入札等の制度設計において一定程度防止することが可能であると言われており、今後、具体的に制度設計をするにあたり、広く国民の利益に資するよう、技術動向や参入希望者

数の状況、市場の競争状況等に応じて入札対象とする周波数の幅や枠（ブロック）数などを適切に設定するなど、情報通信産業の健全な発展に配慮した制度設計を行う予定である。また、落札額を利用者料金に転嫁することは、競争市場下では利用者から選択されない起因の一つとなり、経営戦略的な観点から起こりえないものと想定され、サービス開始の遅延については、適切にエリアカバー率を設けることで回避できると考えられる。

5 規制の便益

(1) 電波の有効利用の促進

入札開設認定者は、落札金も含めた投資を回収する必要性から早期にサービス開始し、また、これまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待される。電波が有効利用される結果として、例えば、より高度な利用者ニーズに応える多様なサービスの提供や新ビジネスの普及などにより、利用者に便益をもたらす。

(2) 無線局免許手続きの透明性・迅速性の確保

従来行われてきた比較審査方式に比べ、行政裁量の余地が少なく、手続きの透明性や迅速性の確保に一層つながる。

(3) その他

無線局免許手続きの透明性・迅速性の確保等を通じ、制度設計や実施方法によっては、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることを期待される。新規参入や市場競争が促進される結果として、例えば利用者料金の低廉化、利便性の向上、今までにないサービス提供などにより、利用者に便益をもたらすとともに我が国の経済成長を高めることが想定される。

その他、落札金による国家財政への寄与も期待される。

6 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本改正により、落札金等の入札等に係る金銭的納付を行う場合には、金銭的負担が入札認定開設者に発生するものの、入札開設認定者は、落札金も含めた投資を回収する必要性からこれまで以上に電波を効率的に利用して事業を行うことが期待され、電波が有効利用される結果として、例えば、より高度な利用者ニーズに応える多様なサービスの提供や新ビジネスの普及などにより、利用者に便益をもたらす。

また、従来行われてきた比較審査方式に比べ行政裁量の余地が少なく、無線局免許手続きの透明性や迅速性の確保につながる。また、無線局免許手続きの透明性や迅速性の確保等を通じ、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることを期待される。新規参入や市場競争が促進される結果として、例

えば利用者料金の低廉化、利便性の向上、今までにないサービス提供などにより、利用者に便益をもたらすとともに我が国の経済成長を高めることが想定される。なお、落札金による国家財政への寄与も期待される。

以上のことを総合的に勘案すると、今回の改正は便益が費用を上回り適切かつ合理的なものであると考えられる。

7 有識者の見解その他関連事項

総務副大臣（情報通信担当）主催の「周波数オークションに関する懇談会」の報告書（平成 23 年 12 月）の内容を反映したものである。なお、行政刷新会議「提言型政策仕分け」（平成 23 年 11 月 21 日）において、電波行政のあり方（新たな周波数の割当等）において本改正に関連した評価を頂いた。

8 レビューを行う時期又は条件

電波法の一部を改正する法律の施行後 10 年経過後に、入札対象基地局に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる。

9 代替案

今回の改正は、「周波数オークションに関する懇談会」の報告書を踏まえ、電波の公平かつ能率的な利用を促進するため、電気通信業務用基地局の開設に関する計画の認定を受ける者を入札等によって決定する制度を創設する内容であり同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。

以上